

諮詢日：平成29年11月27日（平成29年度（個）諮詢第11号）

答申日：平成30年4月20日（平成30年度（個）答申第1号）

件名：福岡地方裁判所に対する司法行政文書開示申出について通知期間を延長する根拠等に記載されている保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

苦情申出人の福岡地方裁判所に対する特定の司法行政文書開示申出について、今後通知期間を延長した場合についてそのそれぞれにおける判断根拠及び資料に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が平成29年10月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

延長について判断根拠及び資料がないのであれば、国民の情報公開による知る権利を無期限に、一方的に、何の判断根拠もなく延長することができ、公務員の職権乱用に該当する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出は、苦情申出人の福岡地方裁判所（以下「原判断庁」という。）に対する特定の司法行政文書開示申出（以下「別件開示申出」という。）につ

いて、本件開示申出日以降に通知期限を延長する場合には、その判断根拠及び資料となる文書に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報の開示を求めるものと解される。しかし、原判断庁は、本件開示申出を受け付けた平成29年8月21日から原判断をした同年10月19日までの間に、別件開示申出について通知期限を延長していないから、本件対象個人情報を記録した司法行政文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年11月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月19日 審議
- ⑤ 同年3月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人は、別件開示申出について、平成29年5月及び同年8月にそれぞれ通知期限を延長する旨の通知がされた後、①別件開示申出について、同年5月に通知期限を延長した際の判断根拠及び資料に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報、②別件開示申出について、同年8月に通知期限を延長した際の判断根拠及び資料に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報の開示を求めるとともに、本件開示申出したものである。このような経緯を踏まえるならば、本件開示申出は、本件開示申出が受け付けられた同月21日以降に、別件開示申出について通知期限を延長する場合には、その判断根拠及び資料に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報の開示を求める趣旨であると解される。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断庁は、本件開示申出が受け付けられた日から原判断がされた日までの間に、別件開示申出について通知期限を延長し

ていないため、本件対象個人情報を記録した司法行政文書を作成し、又は取得していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、原判断庁において、本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、原判断庁において本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、原判断庁において本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人